破産手続廃止

平成２３年（フ）第３６９号
千葉県野田市瀬戸213番地15
破産者　有限会社長慶
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３５号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目30番20
破産者　梅田　　敏
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第８３６号
千葉県柏市大津ケ丘１丁目30番20
破産者　梅田多津江
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２７号
千葉県松戸市五香西２丁目35番地の８
破産者　有限会社宮由建設
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８４号
千葉県松戸市小金451番地の27　キャピタル北小金104号
破産者　池田　勝男
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１２３号
千葉県松戸市新松戸５丁目139番地　クレメント・リヴァーＢ棟102号
破産者　菅野　　恵（旧姓栗山）
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１９１号
千葉県君津市南子安４丁目33番29号
破産者　東田　崇史
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４１号
東京都多摩市貝取２―２―18―102、住居所三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿814―３
破産者　佐藤こと　能勢　　悠
1　決定年月日　平成24年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２４年（フ）第３０号
茨城県常陸大宮市泉463番地16
破産者　有限会社宮本コーポレーション
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１４８６号
東京都東久留米市前沢２丁目９番16号
破産者　有限会社幸樹工業
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６２号
東京都西多摩郡瑞穂町むさし野１丁目５番地瑞穂アパート31―109
破産者　赤西　富子
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６１号
愛知県北名古屋市鹿田西赤土82番地
破産者　株式会社ＧＡＮＢＡＲＵ
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７７号
愛知県弥富市稲荷３丁目52番地
破産者　有限会社ベルジュール
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３３７号
愛知県豊橋市南栄町字空池43番地15
破産者　有限会社ウエストケンジ
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第３９０号
岡山県倉敷市鳥羽152番地17　ベルハイム201、開始決定時の住所岡山県倉敷市広江５丁目２番27号　シエル・エトワールＢ102
破産者　魚重八州雄
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５８１号
岡山市北区今４丁目９番34号
破産者　ユー・アピール株式会社
1　決定年月日　平成24年５月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５号
相模原市南区下溝2702番
破産者　有限会社池田和工務店
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１６８号
岐阜県土岐市駄知町1105番地の２、従前の住所愛知県瀬戸市陶原町６丁目２番地の５
破産者　田中　弘子
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第６６号
静岡県浜松市中区曳馬６丁目19番８号
破産者　株式会社イーグル
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
岡山市北区白石西新町４番地106
破産者　杉本　英一
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６１６号
岡山市南区郡1437番地
破産者　島津　　等
1　決定年月日　平成24年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部